

公 告

理事会において以下の会員の処分を決定したので開示いたします。

| | |
|--------|--|
| 処分決定日 | 平成 30 年 11 月 20 日 |
| 処分内容 | 退会勧告 |
| 免許番号 | 岡山県知事(3)第 4838 号 |
| 商 号 | 有限会社クレストコーポレーション |
| 代 表 者 | 遠藤 正義 氏 |
| 事務所所在地 | 岡山市北区川入 1023 - 5 |
| 原 因 | 不動産取引代金の支払遅延により、複数の消費者に対する債務履行が滞っている事実が判明し、またその早期解決の見込みが不確実であると判断したため、当協会定款第 12 条及び倫理規程に基づき処分決定。 |

(ご参考)

当協会は、定款及び諸規程に違反した会員に対して、事犯の内容に応じて以下の懲罰の処分を行います。

- ・ 除 名
- ・ 退会勧告
- ・ 会員権の一時停止
- ・ 戒 告
- ・ 警 告
- ・ 特別研修

一般社団法人 岡山県宅地建物取引業協会
会 長 山 上 健 一